

令和7年7月25日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ (カブシキガイシャ エーディーケーマーケティング・ソリューションズ) 主たる営業所 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	令和7年7月25日～ 令和7年10月24日 (3カ月)

2 指名停止理由

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会発注の特定テストイベント・本大会業務の入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年6月23日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 （直通025-226-2211）